

地方公共団体情報システム機構理事長に事故があるときの職務代理等
に関する規程

平成26年4月1日地情機規程第11号
改正 平成28年3月31日地情機規程第7号
改正 平成28年8月24日地情機規程第25号
改正 平成30年3月28日地情機規程第8号

第1条 地方公共団体情報システム機構定款（平成26年3月25日総務大臣許可。以下「定款」という。）第13条第2項の規定により、理事長に事故があるときの職務代理者は、副理事長とする。

2 定款第13条第3項の規定により、理事長及び副理事長に事故があるときの理事長及び副理事長の職務代理者は、理事のうちから理事長が指名する。

第2条 定款第13条第2項の規定により、理事長が欠けたときの理事長の職務は、副理事長が行う。

2 定款第13条第3項の規定により、理事長及び副理事長が欠けたときの理事長及び副理事長の職務は、理事長が指名する理事が行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日地情機規程第7号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月24日地情機規程第25号）

この規程は、平成28年8月31日から施行する。

附 則（平成30年3月28日地情機規程第8号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。